

## 川内村長選挙期日前投票立会人募集のお知らせ

任期満了に伴う川内村長選挙は、4月12日(木)に告示され、4月22日(日)に選挙が行われます。

この選挙の期日前投票の執行のため、期日前投票立会人を川内村選挙人名簿に登録された方から募集いたします。応募される方は3月29日(木)までに村選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

なお、立会人には、村規定の報酬をお支払いいたします。詳しくは、川内村選挙管理委員会事務局024-946-8828、3月26日以降は0240-38-2111までお問い合わせください。

かえる   
かわうち  
かわら版 No. 21

川内村災害対策本部  
平成24年3月15日発行

## 警戒区域皆様との座談会と説明会の開催

国では、警戒区域について、放射線量に応じて区域の見直しを考えております。そこで、村として警戒区域(第5区と第7区の一部、第8区全域)の皆様からもご意見を拝聴するため開催するものです。またこの機会に今後の除染の進め方、さらに貝ノ坂地区モデル除染の報告会を兼ね、次により行いますので、世帯1名はご出席してください。

### ①いわき市会場 いわき市四倉 鬼越仮設住宅集会所

- ・実施日時：3月21日(水)午後0時30分から2時30分まで

### ②郡山市会場 若宮前20仮設住宅集会所

- ・実施日時：3月21日(水)午後4時から6時まで

## 帰村者のための行政懇談会の開催

村では、復旧計画に基づき行政の帰還を進めておりますが、今月の3月26日から郡山市のビッグパレットの出張所からこれまでの川内村に戻っての行政機能をスタートさせることになりました。

すでに戻っていらっしゃる方を含め、村民皆様の帰村を確認するため、そして戻ってからの生活をどのように構築していくかなど各行政区ごとに懇談会を行いますので帰村された方々は、ご参集してください。

なお、5月以降に戻られる方は、また別にご連絡をいたしますので、帰村時期について役場と行政区長にご連絡をお願いいたします。

### ○4月3日(火)開催分

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| ①第1区集会所         | 午前 9時から  |
| ②第2区集会所         | 午前 11時から |
| ③第3区山村活性化支援センター | 午後 2時から  |
| ④第4区集会所         | 午後 4時から  |

### ○4月4日(水)開催分

- |         |          |
|---------|----------|
| ①第5区集会所 | 午前 10時から |
| ②第6区集会所 | 午後 1時から  |
| ③第7区集会所 | 午後 3時から  |

◎当日は、帰村者のみ線量計を配布しますので印鑑をご持参ください。

## 郡山市での役場窓口業務

役場の行政機能を3月26日から川内村に戻すことから、郡山出張所（ビッグパレットふくしま）は、前回の「かわら版」でお知らせしたとおり、3月30日（金）午後5時15分をもって閉鎖することとなりました。

3月26日～30日までの郡山出張所は2名体制で窓口業務を行います。住民票・印鑑証明書・戸籍各証明書・納税証明書等の交付は、本庁で証明書等を発行するため申請日の翌日に交付となりますのでご了承ください。

なお、4月からの郡山市での窓口業務は下記の通りとなりますのでお知らせいたします。郡山市内で引き続き生活される村民の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、村復興のためご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 1、窓口業務場所 高齢者サポートセンター「あさか社 ゆふね」（郡山南応急仮設住宅内）
- 2、派遣職員 2名程度
- 3、その他 住民票・印鑑証明書・戸籍各証明書・納税証明書等は翌日交付
- 4、問い合わせ先 川内村役場 総務課までお問い合わせ下さい。

3月30日まで tel0120-38-2119 4月1日から tel0240-38-2114

※フリーダイヤルは3月30日（金）をもって終了いたします。

## 避難先を変更される方へ

平成24年1月から今回の原発事故に伴い、原発特例法の規定により村外へ避難されているかたが避難先の市町村でも行政サービス（保健・福祉・介護・教育）を受けられるようになっております。このサービスを受けたり、情報等を受けるには避難先の住所を川内村へ届出しておく必要があります。

避難先を変える場合、または、川内村へ戻る場合にも役場に書類を届出ることとなっておりますので必ず届出をされますようお願いいたします。

また、退去する場合は「仮設住宅等使用終了届」の提出が必要です。届け出は、退去予定日の1カ月前までに川内村災害対策本部居住班へ提出してください。借上げ住宅へ入居している人数が変更になるなど、申請時と内容が変わる場合は「福島県借上げ住宅変更契約書」を提出する必要がありますので、川内村災害対策本部居住班までお知らせください。

## 川内高校跡地を活用した雇用確保のための 菊池製作所社員募集説明会の開催

村民の帰村に伴い、雇用の場の確保として、富岡高校川内校高の廃校舎を活用して、企業の誘致を進めてきましたが、このたび、製造業である(株)菊池製作所との間で合意をとり交わすことができ、今年8月1日より操業を開始することになりました。村民の多くの皆様が働ける環境にあることから、菊池製作所の担当者が村民を対象に、募集説明会を開催することになりました。

募集対象としては、60歳未満で元気でやる気のある方なら大歓迎とのこと。特に若い方を多く採用していきたいとのこと。多くの皆様の参加をお願いいたします。

- 開催日： 3月23日（金）
- ①いわき市会場： いわき市四倉 鬼越仮設住宅集会所  
・実施時間： 午前10時から午前11時まで
  - ②川内村会場： 川内村コミュニティセンター会議室  
・実施時間： 午後1時から午後2時まで
  - ③郡山市会場： 若宮前20 仮設住宅集会所  
・実施時間： 午後4時から午後5時まで

## り災証明の発行について

東日本大震災に関するり災証明書を下記により発行しています。

り災証明書とは、家屋の被害状況「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」を証明するものです。

所得税の雑損控除、応急修理制度、生活再建支援制度など、各種支援制度を受ける際に必要になります。（※被害状況により該当しない場合があります。）

ご不明な点は、住民課税務係までお問い合わせください。

申請場所 川内村役場、川内村災害対策本部（ビッグパレット）の窓口、電話等

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

交付日時

家屋の全壊・大規模半壊・半壊については、現地調査が必要となりますので、即日発行はできません。なお、現地調査は、村職員と建築士で行いますが、日程調整等により、調査まで日数を要しますのでご了承願います。

一部損壊の証明については、被害状況がわかる写真の添付により、即日交付が可能です。

被害調査申し込み先

3月23日までは、川内村災害対策本部 TEL0120-38-2119

3月26日以降は、川内村役場住民課税務係 TEL0240-38-2113

## 高村先生による「川内村における放射性セシウム による健康への影響」の講演会を開催

長崎大学大学院教授で現在、県放射線健康リスク管理アドバイザーの高村 昇先生による講演会を次の日程で開催します。高村先生は、医師の立場から昨年12月に本村を訪れ、村民の大部分が避難している中で、帰村に向けて空間線量の測定や土壌、樹木、きのこ類を採取し、その結果を報告するとともに、村民への被ばくりスクの評価を医師の立場から講話を行います。本年度、最後の講演会となりますので、村民の皆さんに是非、ご聴講していただき、今後の村内での生活の参考にしていただければと思います。

### ①川内村会場

- ・実施日時：3月24日（土）午前9時30分から正午まで
- ・実施場所：川内村コミュニティセンター

### ②郡山市 若宮前20 仮設住宅集会所

- ・実施日時：3月25日（日）午前10時00分から正午まで

### ③郡山市 南1丁目（ビッグパレット北側） 仮設住宅集会所

- ・実施日時：3月25日（日）午後1時30分から3時30分まで

## 国民健康保険及び後期高齢者医療にかかる窓口負担の免除について

前回、3月1日発行のかわら版でもお知らせしましたが、国民健康保険及び後期高齢者医療に加入されている方の医療機関での窓口負担は、平成25年2月28日まで1年間延長になっております。

（震災発生後、他市町村へ転出された方も対象となりますので、転出をされた方は転出先の市町村で確認ください。）

◎なお、次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までとなります。

- ・入院時の食費、居住費
- ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等

## 民間住宅の除染作業に係る協力依頼について

現在、川内村では第1行政区から第7行政区の旧緊急時避難準備区域における民間住宅の除染作業を「川内村復興事業組合」に委託しております。既に川内村復興事業組合による事前打合せの済んでいるお宅や今後除染作業の事前打合せをお願いするお宅もあります。川内村では、除染作業を実施するため昨年の11月から事業に着手しており、各地区の除染実施に合わせ行政区説明会を実施して参りましたが、各地区の説明会に参加できなかった方や除染作業に疑問のある方は、委託先である「川内村復興事業組合(0240-25-8212)」までご連絡ください。

なお、今後の除染作業の実施にあたり、川内村復興事業組合より、村民の皆さんにご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。連絡先につきましては、避難にあたり川内村に届け出ていただいている連絡先となりますのでご了解願います。

また、連絡先の変更を行う場合は、川内村役場まで連絡願います。

## 犬の飼い方について

川内村内で飼い犬の放し飼いが見受けられます。放し飼いは、近所の方や通行人に対し危害を及ぼす恐れがありますので、首輪をして鎖やリードなどでつないで飼っていただきますようお願いいたします。

また、役場に登録してある犬について、行方不明や死亡などの場合は、住民課まで届け出てください。

## 虫歯ゼロのお子さんです

平成23年度郡山に避難している方を対象に乳幼児健診を実施しました。3歳児健診を受けたお子さん8名中、虫歯のなかったお子さんが4名いらっしゃいました。

避難中にもかかわらず、虫歯の発生が無かったのは家族の努力の賜物です。

乳歯は虫歯になりやすいのが特徴です。大人が上手に手助けをして、歯の健康を守ってあげましょう。



西山優斗くん(水上)



遠藤結ちゃん(沢)



秋元愛美ちゃん(林)



若松真末ちゃん(坂シ内)

デジサポ福島  
地デジに関するお問い合わせ

でんわ急げ!  
デジサポへ

電話番号の  
おかけ間違いに  
ご注意ください!

024-505-1010

岩手、宮城、福島のアナログ放送は、  
2012年3月31日に終了します。

【アナログテレビ放送終了までの画面遷移イメージ】(実際の表示内容は、今後決定される予定です。)

2012年3月31日  
正午以降

停波後  
アナログ放送は映りません。

アナログ

ご覧の○○○アナログ放送の番組は  
2012年3月31日に終了しました。  
今後○○○デジタル放送を  
お楽しみください。

【お問い合わせ】  
総務省地デジコールセンター  
0570-07-0101  
○○○コールセンター  
XXXXXXXX-XXXXXX

3月31日正午からブルーバックのお知らせ  
画面を表示します。24時までには停波します。

3月31日24時までに停波し、  
この後は、映りません。

## 国保被保険者証の更新について

現在、国民健康保険に加入されている方には保険証が交付されていますが、保険証の有効期限は、今月31日までとなっています。

3月末は保険証の更新時期となりますが、新しい保険証については、今月26日以降、皆様のお手元に届くよう郵送にて送付をさせていただきます。

保険証につきましては、避難先の住所への送付を予定していますが、仕事等の関係で避難先とは別なところに送付を希望される方は、今月23日（金）まで、川内村災害対策本部 国保担当へ、ご連絡をお願いします。 tel0120-38-2119

## 平成24年度自動車税の定期課税

平成23年度は東日本大震災の影響により課税時期を延期しましたが、平成24年度は5月31日（木）を納期限として課税を実施いたします。

### <自動車の変更登録を忘れずに>

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者（割賦販売の場合は、使用者）に課税される県税です。自動車を使用していない場合や、他人に譲ったり廃車するなどにより実際に自分が持っていない場合でも、3月末日までに管轄の運輸支局などで所有権の移転や一時抹消の登録手続きを済ませていないと、引き続き元の所有者に課税されますのでご注意ください。

なお、転居したときに住民票を異動させても、車検証上の住所は一緒には異動しません。自動車税の納税通知書は、車検証上の所有者又は使用者の住所に送付されますので、運輸支局などでの住所の変更登録も忘れずに行ってください。

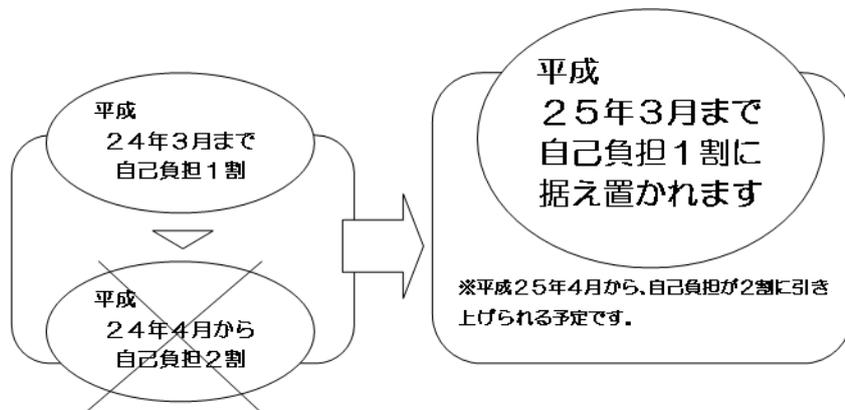
**70歳以上75歳未満の方へ お医者さんにかかるときの自己負担は1割に据え置かれます**  
※ただし、前年の所得をもとに現役並み所得者と判定された場合は、自己負担が3割となります。

制度改正により平成24年4月から、70歳以上75歳未満の方のうち現役並み所得者以外は、お医者さんにかかったときの自己負担が2割に引き上げられる予定でしたが、この改正が凍結され、平成25年3月まで1割に据え置かれます。その分の財源は国が負担します。

※現役並み所得者の方は、自己負担が3割のままで、変更はありません。

※後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された方は除きます。

◆平成24年4月から、自己負担が1割の人は2割に引き上げられる予定でしたが・・・



## 高齢受給者証を忘れずに！

制度改正に伴い、新しい高齢受給者証を今月26日以降、対象の皆様へ送付いたします。

高齢受給者証には、自己負担の割合が示されているので必ず確認しましょう。

お医者さんにかかるときは、必ず窓口で提示してください。

## 住民票・印鑑証明・戸籍謄抄本等の交付について

住民票・印鑑証明書・戸籍謄本等の証明書について、郵送により請求ができます。  
郵送請求の手続きについては次のとおりです。

### 【証明書の郵送請求の方法】

住民票、印鑑証明書、戸籍謄本等の交付請求書に必要事項を記入し、本人確認資料（運転免許証又は健康保険証のコピーなど）と返信用封筒に郵便番号と現在住んでいる住所（避難先）を記載し切手を貼って同封の上、下記送付先に郵送請求してください。印鑑証明書の請求にあたっては印鑑登録証（カード）のコピーも一緒に同封してください。料金は、被災者を対象に無料となります。

なお、役場機能が3月24日、25日で郡山市の仮設役場から本来の川内村役場へ移転しますので送付先は次のように変更になります

平成24年3月23日までの送付先	平成24年3月26日からの送付先
〒963-0115 福島県郡山市南二丁目52番地 ビッグパレットふくしま 川内村役場郡山出張所 住民課 行き	〒979-1292 福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡 11-24 川内村役場 住民課 行き

※なお、相続などで除籍謄本等が必要なときは、請求者と必要な除籍謄本等に乗っている方との関係が分かる戸籍謄本等の写しが必要になる場合があります。

※不明な点がある場合は住民班（TEL0120-38-2119）までお問い合わせください。

① 住民票  
印鑑証明書  
戸籍謄本等の  
交付請求書

---



---



---

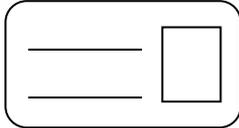
② 返信用封筒

切手

〒 現住所  
請求者の氏名

③ 本人確認資料

運転免許証や健康保険証などのコピー



※住所が裏面に記載されている場合は裏面のコピーもお願いします。

切手

〒979-1292  
福島県双葉郡川内村  
大字上川内字早渡 11番地の24  
川内村役場 住民課 行き

- ① 交付請求書  
② 返信用封筒  
③ 本人確認資料  
を同封のうえ送付

